

平成20年9月5日

## 東京都における一酸化炭素中毒事故について

8月4日(月) 東京都の一般業務用建物において一酸化炭素中毒事故(軽症1名)が発生した旨の報告がありました。

### 1. 事故の概要

9月4日(木)午前18時半頃、ガス事業法第46条に基づき、東京ガス㈱から関東東北産業保安監督部に対し、本年8月4日(月)22時半頃に東京都の一般業務用建物において一酸化炭素中毒事故(軽症1名)が発生した旨の報告がありました。

本件は、事故発生後にガス事業者から連絡を受けておりましたが、一酸化炭素中毒事故であるのかははっきりしておらず、今般医師の診断により一酸化炭素中毒であることが判明しましたのでプレスリリースするものです。

なお、同様の情報を本日、原子力安全・保安院のホームページに掲載しますので併せてお知らせします。

#### [ 掲載箇所 ]

[http://www.nisa.meti.go.jp/9\\_citygas/gas\\_accident.htm](http://www.nisa.meti.go.jp/9_citygas/gas_accident.htm)

#### [ 掲載内容 ]

事業形態： 一般ガス事業者

ガス種： 13A

事故発生日： 平成20年8月4日(月)22時半頃

事故発生場所： 東京都 一般業務用建物

被害状況： 軽症1名(一酸化炭素中毒)

事故概要： 8月13日、ガス事業者の協力企業から「需要家から、一酸化炭素中毒の診断を受けたので連絡してほしい、との依頼を受けた」との連絡をガス事業者が受け、その後8月14日、需要家立会いの下警察、消防及びガス事業者にて現場確認を行ったところ、8月4日の夜、需要家がガスヒートポンプエアコンを使用していた際に気分が悪くなり意識を失い、翌日病院に搬送されたが、医師に

よる診断がはっきり出ていないことを確認した。その後、9月4日に需要家から診断が出たとの連絡を受け、ガス事業者は当該需要家が一酸化炭素中毒であったとの正式な診断を確認した。ガス事業者による調査の結果、当該機器の排気ホースの先端が屋外の下水枡に入っていたため、屋内の換気扇を稼働したことで負圧となり、下水枡に滞留していた排気の一部が下水道管を通して屋内に逆流したものと推定される。

機器分類： その他（ガスヒートポンプエアコン室外機）  
（参考情報）

製造者： ヤンマー株式会社

型番： Y 3 G P A M（製造年不明）

## 2. 注意喚起について

- 「不完全燃焼警報機能付きガス漏れ警報器」の設置をおすすめします。
- ・ ガス漏れや、不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を検知すると、ランプと音声でお知らせします。
  - ・ ガスの種類によっては、不完全燃焼警報器とガス漏れ警報器をそれぞれ設置する必要があります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院 ガス安全課

担当者：福島、大谷

電話：03 - 3501 - 4032（直通）